

金融商品に関する開示基準が 果たす本質的役割

—FASB 財務会計基準ステイトメント
第105号・第107号・第119号を中心に—

志 賀 理

- I FASB 金融商品プロジェクトについての概観
- II FASB 財務会計基準ステイトメント第105号
- III FASB 財務会計基準ステイトメント第107号
- IV FASB 財務会計基準ステイトメント第119号
- V 金融商品に関する開示基準が果たす本質的役割

I FASB 金融商品プロジェクトについての概観

今日、アメリカにおいては、先物契約、フォワード契約、オプション契約、スワップ契約など、多くの革新的な金融商品が開発・導入されている。このような革新的な金融商品は現行の会計基準を用いて処理するには困難であり、また、優先株や転換社債などの伝統的な金融商品に対する現行の会計基準の妥当性についても問題が生じている¹。そのため、FASB は1986年5月に、金融商品とオフ・バランスシート・ファイナシングについてのプロジェクトをその協議事項に加えた。そのプロジェクトの目的は、「多様な金融商品とそれに関連する取引がもたらす現存の財

1 FASB, Discussion Memorandum, *An analysis of issues related to Recognition and Measurement of Financial Instruments*, November 18, 1991, pars. 6-7.

務会計と財務報告問題と、将来に生ずるであろう諸問題を解決するための助けとなる幅広い会計基準を開発すること²」であるという。

FASB は金融商品会計プロジェクトを、「開示問題」、「認識と測定の問題」、「債務証券と持分証券の区別に関する問題」の三つの部門に分けて展開している。それぞれの部門は、現在までに以下のような討議資料やステイトメントを公表している。

(1) 金融商品の開示問題を取り扱う部門

① FASB 財務会計基準ステイトメント第 105 号「オフ・バランスシート・リスクを伴う金融商品と信用リスクの集中を伴う金融商品に関する情報の開示」1990年 3 月。

② FASB 財務会計基準ステイトメント第 107 号「金融商品の公正価値に関する開示」1991年12月。

③ FASB 財務会計基準ステイトメント第 119 号「金融派生商品に関する開示および金融商品の公正価値に関する開示」1994年10月。

(2) 金融商品の認識と測定問題を取り扱う部門

① ディスカッション・メモランダム「金融商品の認識と測定」1992年 11 月。

(金融商品の認識と測定に関する会計基準はいまだ公表されるには至っていないが、それに関連するものとして以下の会計基準が公表されている。)

② FASB 財務会計基準ステイトメント第 114 号「債権者によるローンの減損に関する会計」1993年 5 月。

③ FASB 財務会計基準ステイトメント第 115 号「債務証券と持分証券

2 FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No. 105, Disclosure of Information about Financial Instruments with Off-Balance-Sheet Risk and Financial Instruments with Concentrations of Credit Risk*, March 1990, par. 1.

へのある種の投資に関する会計」1993年5月。

④FASB 財務会計基準ステイトメント第118号「債権者によるローン
の減損に関する会計と利益の認識と開示」1994年10月。

(3) 債務証券と持分証券の区別に関する問題を取り扱う部門

①ディスカッション・メモランダム「債務証券と持分証券との区別と
両方の特徴を有する証券に関する会計」1990年8月。

金融商品会計プロジェクトの究極的な目標は、金融商品の認識と測定に
関する幅広い会計基準を設定することであるため、FASB はそれまでに公
表されるステイトメントや討議資料において、金融商品を統一的に以下の
ように定義している³。

「金融商品とは、現金、実体における所有主持分の証拠、もしくは以
下の両方の特徴を有する契約である。

a. 第一の実体に(a)現金もしくは他の金融商品を第二の実体に引き
渡す契約上の義務もしくは(b)潜在的に不利な条件で第二の実体と
金融商品を交換する契約上の義務を課し、

b. その第二の実体に(a)現金もしくは他の金融商品を第一の実体か
ら受け取る契約上の権利もしくは(b)潜在的に不利な条件で第一の
実体と他の金融商品を交換する契約上の権利を与える契約であ
る。」

認識と測定部門が公表したディスカッション・メモランダム「金融商品の
認識と測定」では、そのような金融商品から生ずる契約上の権利・義務を
資産・負債として認識すべきであり、それらを現在価値で測定すべきであ
るという内容の討議が行なわれている⁴。FASB は金融商品や金融取引が

3 *Ibid.*, par. 6.

4 ディスカッション・メモランダム「金融商品の認識と測定」の内容については、
拙稿「FASB 金融証券会計の検討方向(1)」『同志社商学』第45巻第1号(1993年
7月)および「FASB 金融証券会計の検討方向(2)」『同志社商学』第45巻第6号
(1994年3月)を参照されたい。

いかにして認識・測定されるべきかという問題はひじょうに複雑であるために、そのような問題を解決できるステイトメントを公表するには時間を要する⁵という。

そのため、FASB は金融商品会計プロジェクトの認識と測定段階が完成するまでの暫定的な手段として、金融商品についてのよりよい情報を提供するために、さらに、財務諸表の比較可能性を増大させるために、金融商品についての情報の開示を改善する必要があるということを決定した⁶。開示問題を取り扱う部門は、現在までに、金融商品の開示基準として、ステイトメント第 105 号・第 107 号・第 119 号の三つのステイトメントを公表し、金融商品に関する情報の開示を拡充している。

FASB がそれらの開示基準を、金融商品の認識・測定基準が完成するまでの「暫定的なステップ」として位置づけていることから、その開示基準の内容は認識・測定基準の内容に重大な影響を与えると思われる。そこで、本稿では、金融商品の開示基準であるステイトメント第 105 号・第 107 号・第 119 号をとりあげ、それらの開示基準が果たす本質的な役割について考察する。

II FASB 財務会計基準ステイトメント 第105号

1 財務会計基準ステイトメント第 105 号の内容

FASB は「金融商品についての情報の開示を促進するための第一段階の産物⁷」として、1990年3月に財務会計基準ステイトメント第 105 号「オフ・バランスシート・リスクをともなる金融商品および信用リスクの集中をともなる金融商品に関する情報の開示」を公表した。それは会計上の損失

5 6 FASB Statement No. 105, par. 2.

7 *Ibid.*, summary.

をもたらす可能性のあるオフ・バランスシート・リスクをともなる金融商品について、その契約金額、内容、および条項についての情報と、信用リスクの集中をともなる金融商品に関する情報を開示することを義務づけるものである。

(1) 開示の目的

ステイトメント第105号は、開示の目的は財務会計概念ステイトメント第1号「営利企業による財務報告の目的」で設定された財務報告の目的、すなわち、現在と潜在的な投資家、与信者、および他の利用者が特定の实体について合理的な意思決定を行なうのに有用な情報を提供することから引き出されるという⁸。その財務報告の目的を達成するには、財務諸表の完全なセットが必要であるという。財務諸表の完全なセットには、財務諸表本体の他に、脚注や挿入的な開示が含まれるという。なぜなら、財務諸表本体で認識された項目は、財務報告が投資家、与信者、および他の利用者⁹に提供できるまたは提供すべき情報をすべて開示しているとは限らないからであるという。多くの重要な項目は財務諸表で資産・負債として認識されず、さらに、多くの取引や他の事象は、それらが発生したときには認識されず、それらについての不確実性が十分に減少し、それらの影響が明確になって初めて認識されるために、それらの認識されない項目についての有用な情報は、脚注や補足情報によって提供されるという⁹。ステイトメント第105号は、意思決定に有用な情報を提供するという論理によって、財務諸表本体によって提供される情報の有用性ととも、脚注や補足情報として提供される情報の有用性をも主張し、オフ・バランスシート項目を開示の対象にすることを論理化する。

つぎに、ステイトメント第105号は三つの開示目的を設定する。第一の

8 *Ibid.*, par. 71.

9 *Ibid.*, pars. 73-76.

目的は認識された項目と認識されていない項目とを開示することである。財務諸表で認識されている項目は追加的に説明することによって、また、オフ・バランスシート・リスクをともなり金融商品については、財政状態表で記述されない特徴を説明することによって有用な情報を提供できるとい¹⁰う。

第二の目的は財政状態表で認識された測定金額以外に、認識されない項目の有用な測定方法や認識された項目の適切な測定方法を提供することである。実体は金融商品について、財務諸表で認識された金額以上の損失を被るリスクを有しているために、投資家や与信者などがそのような可能性を考えることができるようにするために、金融商品がもたらす可能性のある会計上の損失のリスクを量的に示すことが必要であるとい¹¹う。

第三の目的は投資家や与信者が認識された項目と認識されない項目とのリスクと潜在性を評価するのに役立つ情報を提供することである。とくに、投資家や与信者はアップサイドの潜在性よりも、ダウンサイドのリスクに関心があるために、彼らが実体のリスク状態を理解するのに役立つ情報を提供すべきであるとい¹²う。

ステイトメント第 105 号は意思決定に有用な情報を提供するということを起点にして開示目的を設定することによって、本質的には、オフ・バランスシートの金融商品を開示の対象として、その金融商品にともなり会計上の損失をもたらすリスクを強調し、そのリスクを数量化して開示することを論理化する。

(2) オフ・バランスシート・リスク

ステイトメント第 105 号では、金融商品によって得られる利益よりも、金融商品がもたらす会計上の損失に焦点が当てられる。金融商品が会計上

10 *Ibid.*, pars. 79-80.

11 *Ibid.*, par. 82.

12 *Ibid.*, pars. 84-85.

の損失をもたらすリスクには、(a)契約条項にしたがって他方の当事者が契約を履行しないことによって生ずる可能性（信用リスク）と、(b)将来に金融商品の価値がなくなるか、もしくは金融商品の負担が増大するように市場価格が変動する可能性（市場リスク）があるという。¹³

オフ・バランスシート・リスクとは、財政状態表で資産・負債として認識された金額を超える損失を実体にもたらす可能性であるという。あるいは、まったく財政状態表で資産・負債として認識されていない金融商品も、損失を実体にもたらす可能性のあるリスクを有しているという。¹⁴ オフ・バランスシート・リスクは信用リスクか市場リスク、あるいは双方から生ずる。たとえば、株式プット・オプションを発行した場合、発行者側は、将来に基礎商品である株式の市場価格が下落した場合に、財政状態表で認識している受取プレミアム額以上の損失を被るリスクを有している。この場合、発行者側はオフ・バランスシート・市場リスクを有していることになる。

(3) 開示内容

① オフ・バランスシート・リスクをともなう金融商品に関する開示：

ステイトメント第 105 号はオフ・バランスシート・リスクをともなう金融商品について、財務諸表本体か関連する注記のいずれかで、金融商品のクラスごとに以下の情報を開示しなければならないと規定している。¹⁵（ただし、パラグラフ 14 および 15 で挙げられている金融商品には適用されない。）¹⁶

a. 額面金額もしくは契約金額（額面金額も契約金額もない場合には、

13 *Ibid.*, par. 7.

14 *Ibid.*, pars. 9-11.

15 ステイトメント第 105 号および第 107 号で用いられている「クラス」という用語は、ステイトメント第 119 号のパラグラフ 14b によって「カテゴリー」という用語に修正された。

16 FASB Statement No. 105, par. 17.

想定元本額)

- b. 金融商品の内容と条項。最小限度、(1)それらの金融商品の信用リスクと市場リスク、(2)それらの金融商品の現金必要見込額、(3) APB オピニオン第 22 号『会計方針の開示』の要件にしたがった当該会計方針、についての解説を含む。

② オフ・バランスシート・信用リスクをともなる金融商品に関する開示：

オフ・バランスシート・リスクをともなる金融商品のうち、信用リスクをともなる金融商品については、財務諸表本体に関連する注記のいずれかで、金融商品のクラスごとに以下の情報を開示しなければならないと規定¹⁷している。(ただし、パラグラフ 14 および 15 で挙げられている金融商品には適用されない。)

- a. 金融商品に関連する当事者が契約条項にしたがって履行しなかった場合に実体が被るであろう会計上の損失額。担保もしくは他の証券がある場合には、実体にとって価値が無いと判断した場合の決済金額に対するそれらの担保もしくは他の証券。
- b. 信用リスクのある金融商品に付されている担保もしくは他の証券を要求することについての実体の方針、それらの担保もしくは他の証券を実体が入手する方法についての情報、それらの金融商品に付されている担保もしくは他の証券の内容とそれらについての簡単な説明。

③ 信用リスクの集中の開示：

金融商品に関与する多くの当事者が同様の活動に取り組み、経済状況の変化によって同じように影響される経済的特徴を有している場合には、信用リスクの集中が存在するという。すべての金融商品に対して、そのよう

17 *Ibid.*, par. 18.

な信用リスクの集中がある場合には、以下の情報を開示することを規定している。¹⁸ (ただし、パラグラフ 14 で挙げられている金融商品には適用されない。)

- a. その集中を明確にする活動、地域、もしくは経済的特徴についての情報。
- b. その集中を構成する金融商品に関連する当事者が、契約条項にしたがって履行しなかった場合に実体が負うであろう信用リスクに対する会計上の損失額。担保もしくは他の証券がある場合には、実体にとって価値が無いと判明した場合の決済金額に対するそれらの担保もしくは他の証券。
- c. 信用リスクのある金融商品に付されている担保もしくは他の証券を要求することについての実体の方針、それらの担保もしくは他の証券を実体が入手する方法についての情報、それらの金融商品に付されている担保もしくは他の証券の内容とそれらについての簡単な説明。

2. ステイトメント第 105 号によるリスク概念の強調

以上のように、ステイトメント第 105 号は、意思決定に有用な情報を提供するために、オフ・バランスシート・リスクをともなう金融商品についての情報を開示することを義務づけたものである。本質的には、意思決定に有用な情報を提供するという財務報告の目的を論理にして、オフ・バランスシートの金融商品を開示の対象として、リスク概念を展開することによって、金融商品がもたらす会計上の損失額を強調することに意味を持っている。

とりわけ、そのパラグラフ 85 においては、「投資家や与信者はおそらく、

18 *Ibid.*, par. 20.

アップサイドの潜在生よりもダウンサイドのリスクのほうに関心を持っている。アップサイドの潜在性によって利益は増大するが、おそらく実質的に、ダウンサイドのリスクによっては、利得が減少し、与信者の回収可能性が危うくなり、あるいは、その実体が倒産するかもしれない。先物、フォワード、スワップ、オプション、カラーのような金融商品は、利得を生み出すアップサイドの潜在性と、ヘッジによって不安定な市場環境において実体の財政状態を安定にするアップサイドの潜在性を有している。しかし、またそれらの商品は、投機的なポジションが取られた場合、あるいは予定したヘッジが効果的でなかった場合、突然の損失もしくは失敗を被るリスクをともなっている¹⁹と、金融商品から生ずるリスクを強調している。このように、ステイトメント第105号は金融商品がもたらす会計上の損失のリスクを強調し、それを数量化して開示を義務づけたことに本質的な役割を果たしている。

III FASB 財務会計基準ステイトメント 第107号

1. 財務会計基準ステイトメント第107号の内容

FASB は金融商品についての情報の開示を改善するプロジェクトの第二段階として、1991年12月に財務会計基準ステイトメント第107号「金融商品の公正価値に関する開示」を公表した。それは金融商品に関連する資産・負債が財政状態表で認識されているか否かにかかわらず、すべての金融商品の公正価値を開示することを義務づけるものである。ステイトメント第107号によって、金融商品に関する時価情報が開示レベルではあるが、財務諸表に導入されることになった。

(1) 公正価値の見積

19 *Ibid.*, par. 85.

ステイトメント第107号は、市場価格もしくは時価ではなく、公正価値 (fair-value) という用語を用いている。金融商品の公正価値とは、「強制売却や清算売却以外の、自発的な当事者どうしが経常取引で金融商品を交換しうる金額である²⁰」と定義する。この定義によれば、活発な市場から得られる市場価格だけでなく、活発でない市場から得られる相場価格やその他の評価方法でさえも、公正価値概念に含まれることになる。ステイトメント第107号は相場のある市場価格が、それが利用可能な場合は、金融商品の公正価値のもっとも良い証拠となるが、相場のある市場価格が利用可能ではない場合、公正価値について最も良い見積方法は、類似する特徴を有する金融商品の相場のある市場価格に基づくか、他の評価技法 (当該リスクに相応する割引率を用いる見積将来キャッシュ・フローの現在価値、オプション価格決定モデルなど) に基づくことができるという²¹。

ステイトメント第107号は公正価値という用語を用いることによって、本質的には、活発な市場から得られる市場価格だけでなく、見積将来キャッシュ・フローの現在価値やオプション価格決定モデルなどの多様な見積方法を導入することによって、あらゆる金融商品の公正価値を財務諸表で開示することを可能にする。

また、ステイトメント第107号は、公正価値の見積が実行可能 (practicable) な場合に開示しなければならないとしている。この実行可能という用語は、過度のコストを負うことなしに公正価値を見積もることができるということを意味するという。それは動的な概念であるという²²。つまり、ある実体にとって実行可能なものが、別の実体にとってはそうではない。あるいは、ある年度においては実行可能なものが、別の年度において

20 FASB, Statement of Financial Accounting Standards No. 107, *Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*, December 1991, par. 5.

21 *Ibid.*, par. 11.

22 *Ibid.*, par. 15.

はそうではないということである。公正価値の見積りに実行可能という用語が導入されることによって、市場価格が利用可能ではない場合でも、他の評価方法を用いて公正価値の見積りが実行可能ならば開示できるし、逆に、実行不可能ということで開示しないでおくこともできるというように、公正価値の開示がかなり弾力的になる。

(2) 開示内容

公正価値の見積もりが可能な金融商品について、その公正価値を財務諸表本体もしくは関連する注記のいずれかで開示すべきであると規定している。²³ (ただし、パラグラフ 8 で挙げられている金融商品には適用されない。)

金融商品の公正価値あるいは金融商品のクラスの公正価値を見積もることが実行可能ではない場合、以下のことを開示することを義務づけている。²⁴

- a. 繰越金額、実行金利、および満期日のような、金融商品もしくは金融商品のクラスについての公正価値を見積もることに関連する情報。
- b. 公正価値の見積もりが実行可能でなかった理由。

2. ステイトメント第 107 号による公正価値情報の財務諸表への導入

ステイトメント第 107 号は、公正価値情報の適合性について、「金融商品の公正価値に関する情報は FASB 概念ステイトメント第 1 号『営利企業による財務報告の目的』で述べられている財務報告の第一の目的、すなわち、現在および潜在的な投資家、与信者、他の利用者が、合理的な投資、与信、および同様の意思決定を行なうのに有用な情報を提供することに合致する²⁵」と結論づけている。また、「公正価値に関する情報によって、

23 *Ibid.*, par. 10.

24 *Ibid.*, par. 14.

25 *Ibid.*, par. 39.

投資家、与信者、および他の利用者は、実体の投資戦略や財務戦略の結果を評価することができる。すなわち、その実体の業績を評価することができる²⁶」と公正価値情報の適合性を主張する。

公正価値の見積の信頼性についても、相場のある市場価格が最も信頼でき、検証も可能であるという。また、不活発な市場から得られる市場価格でさえも、有用な情報を提供できるという。さらに、相場価格のない金融商品²⁷についても、オプション価格決定モデルなどを用いて公正価値を見積もることができるという。

このように、ステイトメント第107号は、本質的には、意思決定に有用な情報を提供するということを論理にして、公正価値情報の適合性を主張し、公正価値の見積方法を統一化せずに、多様な代替の見積方法を導入することによって、あらゆる金融商品の公正価値情報を開示レベルではあるが財務諸表に組み込むことを論理化する。

IV FASB 財務会計基準ステイトメント第119号

1 財務会計基準ステイトメント第119号の内容

1994年10月に、財務会計基準ステイトメント第119号「金融派生商品に関する開示および金融商品の公正価値に関する開示」が公表された。それは金融派生商品に対して、ある種の情報を開示することを義務づけるものである。また、それにともなって、ステイトメント第105号と第107号の一部が改正された。

FASB はステイトメント第119号の公表の理由を、金融派生商品はビジネスやファイナンスにおいてますます重要になってきているが、多くの投資家、与信者、他の者はそれらを十分に理解しておらず、また、投資家や

26 *Ibid.*, par. 41.

27 *Ibid.*, pars. 57-58.

与信者は金融派生商品についての情報、とくに、金融派生商品が保有もしくは発行される目的についての情報を必要とするために、金融派生商品について、より多くの開示が必要とされるからであると結論づける。²⁸

(1) 金融派生商品の定義

ステイトメント第 119 号は、金融派生商品を、先物契約、フォワード契約、スワップ契約、オプション契約、もしくは類似する特徴を有する他の金融商品と定義する。²⁹ オプション契約に類似する特徴を有する他の金融商品には、金利キャップ、金利フロアー、固定金利付ローン・コミットメントがある。それらの証券は以下の点でオプションと類似する特徴を有しているという。すなわち、それらの証券の保有者は、基礎となる資産の価格もしくは指数の有利な変動によって便益を得ることができ、不利な価格変動から生ずる損失が限定されているかあるいはまったくないが、その見返りとして、一般に保有者は発行者に契約時点でプレミアムを支払わなければならない、という点でオプションに似ているという。³⁰

また、フォワード契約に類似する特徴を有する他の金融商品には、株式もしくは債券を購入するためのさまざまな種類のコミットメント、FRA、金利カラーがある。それらの証券は、その保有者が基礎となる資産の価格もしくは指数の有利な変動によって便益を得ることができるが、不利な価格変動から生ずる損失も被らなければならない、その代わり一般に、契約時点でプレミアムなどを支払う必要はない、という点でフォワード契約と類似しているという。³¹

ステイトメント第 119 号による金融派生商品の定義は、金融派生商品に組み込まれている基本的な特徴、すなわち、オプション契約とフォワード

28 FASB, Statement of Financial Accounting Standards No. 119, *Disclosure about Derivative Financial Instruments and Fair Value of Financial Instruments*, October 1994, par. 4.

29 *Ibid.*, par. 5.

30, 31 *Ibid.*, par. 6.

契約を基礎として金融派生商品を定義することによって、さらに今後、開発・導入されるであろう新金融派生商品にも、開示基準を適用する可能性を内包している。

(2)開示内容

①すべての金融派生商品に関する開示：

ステイトメント第119号は、金融派生商品を保有もしくは発行する目的がトレーディング目的かそれ以外の目的かに区別して、実体は金融商品のカテゴリーごとに、財務諸表本体もしくはそれに関連する注記で、ステイトメント第105号パラグラフ17で義務づけられた情報と同じ内容の情報を開示しなければならないと規定している。³² すなわち、

- a. 額面金額もしくは契約金額（額面金額も契約金額もない場合には、想定元本額）。
- b. 金融商品の内容と条項。最小限度、(1)それらの金融商品の信用リスクと市場リスク、(2)それらの金融商品の現金必要見込額、(3) APB オピニオン第22号『会計方針の開示』の要件にしたがった当該会計方針、についての解説を含む。

②トレーディング目的で保有もしくは発行される金融派生商品に関する開示：

ステイトメント第119号は、トレーディング目的で金融派生商品を保有もしくは発行する実体はさらに、財務諸表本体もしくはそれに関連する注記のいずれかで、以下の情報を開示しなければならないと規定している。³³

- a. 資産と負債とに区別して、その報告期間中の金融派生商品の平均公正価値。それとともに、当該金融派生商品の期末の公正価値も表示する。
- b. 報告期間中のトレーディング活動から生ずる純損益（しばしば、

32 *Ibid.*, pars. 8-9.

33 *Ibid.*, par. 10.

純トレーディング収益といわれる)を、クラス、事業活動、リスク、あるいはそれらの活動の管理と一貫する他のカテゴリーごとに分類して開示。また、それらの純トレーディング損益が損益計算書で報告されている箇所。その分類がクラス以外の方法による場合、実体はさらに、各カテゴリーごとに、金融派生商品、他の金融商品、および純トレーディング損益が生ずる非金融資産・負債のクラスを記述しなければならない。

③トレーディング以外の目的で保有もしくは発行される金融派生商品に関する開示：

トレーディング以外の目的で金融派生商品を保有もしくは発行する実体はさらに、以下の情報を開示しなければならないと規定している。³⁴

- a. 実体がその金融派生商品を保有もしくは発行する目的、その目的を理解するのに必要な状況、およびその目的を達成するための実体の戦略についての記述。なお、用いる金融派生商品のクラスを含む。
- b. 財務諸表での金融派生商品の報告方法についての記述。ただし、保有もしくは発行される金融派生商品を認識・測定するための会計方針（あるいは認識しない場合は、その理由）を含む。また、認識する場合には、それらの金融派生商品の財政状態表と損益計算書における報告場所についての記述。
- c. 予定取引（確定コミットメントと確定コミットメントのない予想される取引との両方）をヘッジする目的で保有もしくは発行される金融派生商品に関して、(1)その予定取引が発生すると思われるまでの期間を含む、そのリスクが金融派生商品でヘッジされる予定取引についての記述、(2)予定取引をヘッジするために用いる金融派生商

34 *Ibid.*, par. 11.

商品のクラスについての記述, (3)明示的に繰延べられたヘッジ損益の金額, (4)ヘッジ会計によって繰延べられた損益を利益のなかで認識する原因となる取引もしくは他の事象についての記述。

(3)ステイトメント第105号・第107号の改正

ステイトメント第119号が金融派生商品について, 金融派生商品を保有もしくは発行する目的別に開示することを規定したために, それにともなって, ステイトメント第105号・第107号の開示内容も, 目的別に開示するように改正された。ステイトメント第105号については, パラグラフ17で義務づけられた開示(金融商品の契約金額, 内容, 条項などの開示)は, トレーディング目的で保有もしくは発行するオフ・バランスシート・リスクをともなる金融商品と, トレーディング以外の目的で保有もしくは発行するオフ・バランスシート・リスクをともなる金融商品とに区別して行なわなければならない³⁵と改正された。また, ステイトメント第107号については, トレーディング目的とトレーディング以外の目的で保有もしくは発行する金融商品とに区別して, 公正価値を開示しなければならない³⁶と改正された。

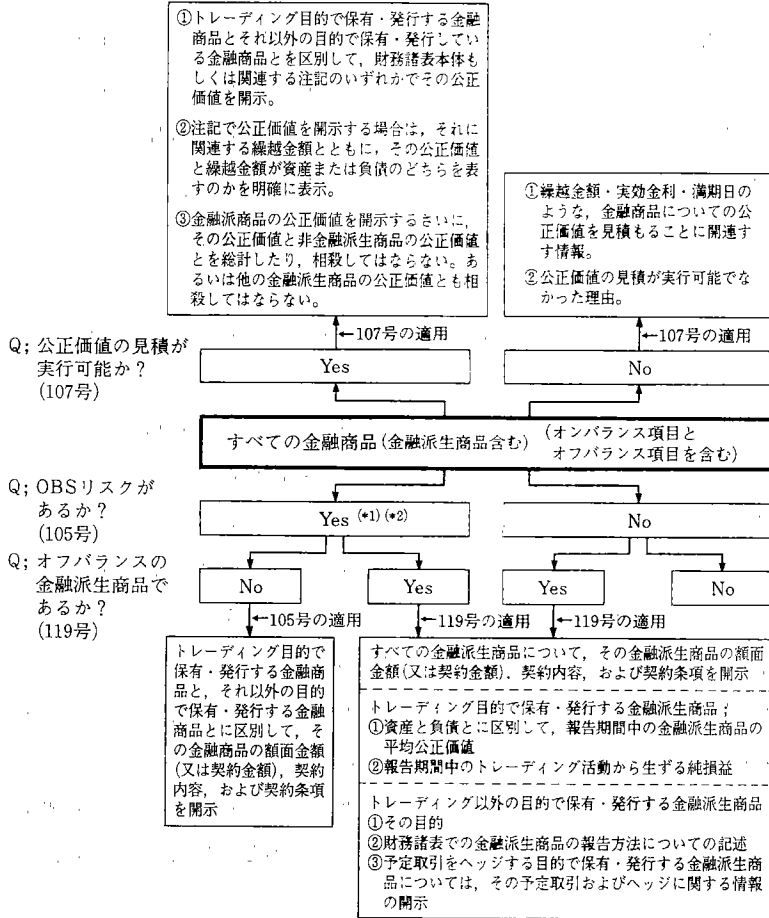
その他に, ステイトメント第107号については, さらに詳細に公正価値を開示するような規定が追加されている。一つは, 「注記で公正価値を開示する場合は, それに関連する繰越金額とともに, その公正価値と繰越金額が資産か負債を表すのか, また, その繰越金額が財政状態表で報告されている項目にどのように関係しているのかが明確になるような様式で表示しなければならない³⁷」という規定が追加された。さらに, 「金融派生商品の公正価値を開示する際に, 実体は(a)非金融派生商品の公正価値とその金融派生商品の公正価値とを結合したり, 総計したり, 相殺したりしてはな

35 *Ibid.*, par. 14d.

36 *Ibid.*, par. 15c.

37 *Ibid.*, par. 15b.

第1図 金融商品に関する開示基準の内容概略



注 (*1) OBSリスク (オフ・バランスシート・リスク) には以下の二つの形態がある。

1. 信用リスク-他方の当事者が契約条項にしたがってその契約を履行しなかった場合に損失が生ずる可能性。
2. 市場リスク-市場価格の変動によって、金融商品の価値がなくなるかもしくは金融商品が負担になる可能性。

注 (*2) OBSリスクのうち、とくに信用リスクのある金融商品については、105号パラグラフ18の開示要件も適用される。また、すべての金融商品のうちで、著しく信用リスクが集中している金融商品については、105号パラグラフ20の開示要件が適用される。

らない、あるいは(b)他の金融派生商品の公正価値とその金融派生商品の公正価値とを相殺してはならない—リスク管理戦略のようにそれらの非金融派生商品もしくは金融派生商品が関連している場合でさえも」(ただし、FASB 解釈書第39号「ある種の契約に関連する金額のオフセッティング」³⁸で相殺が認められている場合を除く)という規定が追加された。

なお、改正後のステイトメント第105号と第107号、およびステイトメント第119号の内容を整理すれば、第1図のごとく図示できよう。

2 ステイトメント第119号による金融商品に関する情報の開示の拡大・ 拡充

ステイトメント第105号によって、会計上の損失をもたらす可能性のあるオフ・バランスシート・リスクをともなう金融商品については、その契約に関する金額、内容、および条項などの情報を開示することが義務づけられた。しかし、保有オプションなどオフ・バランスシート・リスクをともなわない金融派生商品は、ステイトメント第105号が適用されなかった。ステイトメント第119号は、すべての金融派生商品に対して、その契約に関する金額、内容、および条項などの情報の開示を義務づけるものである。そのことによって、実質的には、オフ・バランスシート・リスクを有しているか否かにかかわらず、ほとんどの金融派生商品を含む金融商品が開示の対象となる。ステイトメント第119号の公表によって、金融商品に関する情報の開示がさらに拡大・拡充された。

また、オフ・バランスシート・リスクをともなう金融商品や金融商品の公正価値をトレーディング目的とトレーディング以外の目的とに区別して開示することが規定され、さらに、その金融商品の公正価値間の総計や相殺が禁示されるなど、金融商品に対してより詳細な開示が求められるよう

38 *Ibid.*, pars. 15d.

になった。

V 金融商品に関する開示基準が果たす本質的役割

金融商品に関する認識・測定基準は、いまだ公表されるに至っていないが、開示基準については、FASB 財務会計基準ステイトメント第105号・第107号・第119号の公表によって、金融商品の開示範囲・内容が拡大・拡充されている。FASB はそれらの開示基準を「金融商品の認識と測定に関する会計基準が完成するまでの暫定的手段」として位置づけていることから、その開示基準の内容は認識・測定基準の内容に重要な役割を果たすと思われる。

その開示基準の内容は、これまでに考察したように、ステイトメント第105号では、オフ・バランスシート・リスクをともなう金融商品と信用リスクの集中をともなう金融商品についての情報の開示を義務づけるものであった。このことは、本質的には、意思決定に有用な情報を提供することが財務報告の目的であるということを論理にして、オフ・バランスシートの金融商品を開示の対象にし、リスク概念を展開することによって、金融商品がもたらす可能性のある会計上の損失額を強調するものである。

ステイトメント第107号では、金融商品の公正価値の開示を義務づけるものであった。このことは、公正価値情報の適合性を強調することによって、開示レベルではあるが財務諸表に公正価値情報を導入したことに本質的な意味がある。さらに、公正価値という用語を用いて、その公正価値を市場価格だけに統一化せず、オプション価格決定モデルのような多様な公正価値の見積方法を導入することによって、あらゆる金融商品の公正価値の見積を可能にする。

ステイトメント第119号は、オフ・バランスシート・リスクをともなわ

ないためにステイトメント第105号が適用されなかった金融派生商品に対しても、情報の開示を義務づけるものであった。これによって、ほとんどの金融商品が開示の対象になり、開示範囲が拡大された。また、金融商品の保有もしくは発行がトレーディング目的か、トレーディング以外の目的かに区別して開示することが義務づけられ、さらに公正価値情報についても詳細な開示が求められるようになった。

このような開示基準の内容は、今後公表されるであろう金融商品の認識・測定基準の内容に重大な役割を果たすと思われる。とくに、金融商品の測定方法に公正価値が導入される方向にあると思われる。そのことを明確に示しているのが、ステイトメント第107号の公表後の1993年5月に、FASB 財務会計基準ステイトメント第115号「債務証券と持分証券に対するある種の投資に関する会計」が公表されたことである。それは、金融商品の一部分であるが、トレーディング目的および売却可能目的で保有している債務証券と持分証券を公正価値で評価することを義務づけるものである。このことから、すべての金融商品に対して公正価値による測定方法が導入される方向にあると思われる。

このような公正価値による測定方法を導入することによって会計上の利益に与える影響は、未実現損失・利得の認識である。開示基準において、金融商品がもたらす可能性のある会計上の損失のリスクが強調されていることから、とりわけ、未実現損失の認識に焦点が当てられるものと思われる。

金融商品がもたらす可能性のある会計上の損失のリスクを強調し、金融商品の公正価値情報の開示を導入した金融商品に関する開示基準の拡充が果たす本質的な役割は、公正価値による測定方法を一般化することによって金融商品全体を公正価値によって測定し、未実現損失の認識を可能にするという内容の認識・測定基準を設定するための方向づけにあると考えられる。